

「小売業者に引取義務が課せられていない廃家電」 に係る回収体制の構築状況等に関する調査結果

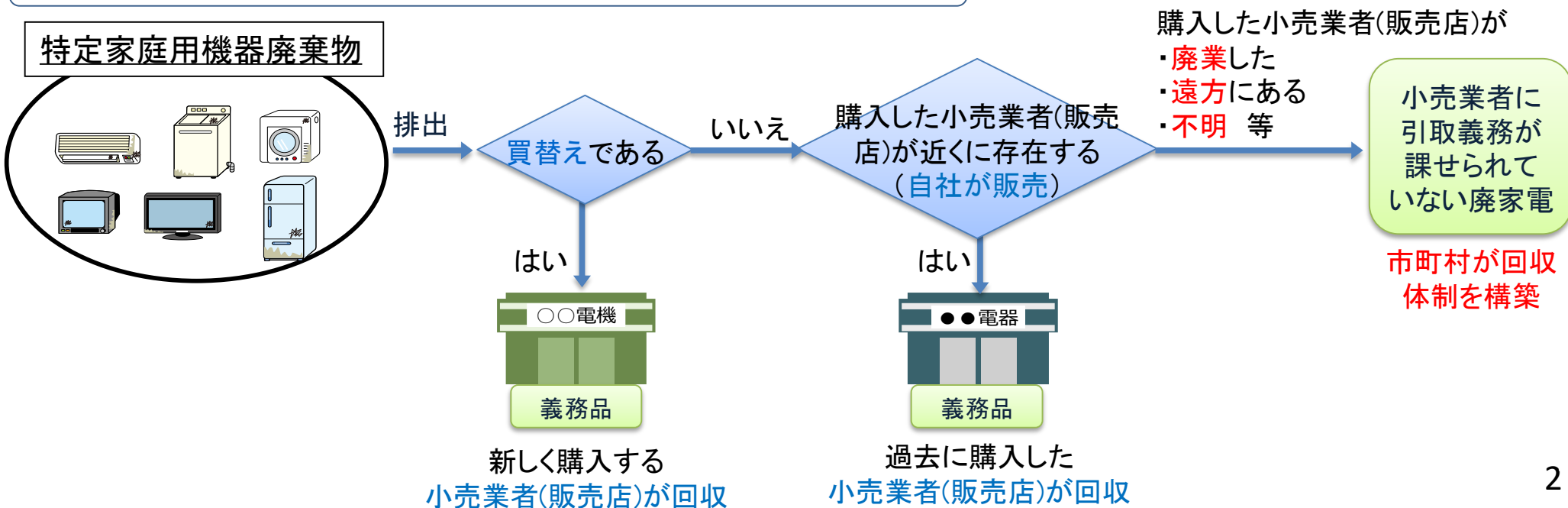
令和3年4月19日
環 境 省

これまでの取組整理

「小売業者に引取義務が課せられていない廃家電」とは

- 家電リサイクル法に基づき、**小売業者**には、①**買替え**に伴い廃棄されるもの及び②過去に**自社が販売した**ものについて、排出者から引取りを要請された場合に引取りを行う義務が課されている。
- 一方、その他の廃家電(購入した販売店が**廃業**した場合や**遠方**である場合、贈答品であり購入した販売店が**不明**の場合等)については、引取り義務が課されている小売業者が存在しない。
そのため、不法投棄や不適正処理につながるおそれがあることから、一般廃棄物の処理について統括的な責任を有する市町村が、早急に回収体制を構築する必要がある。(廃棄物処理法の基本計画において、平成30年度までに全ての市町村が構築することとされている。)
- なお、平成27年に環境省において策定したガイドラインに基づき、以下の場合は**体制未構築と判断**している。
 - ・ 住民が自ら指定引取場所に運搬する方法しか存在しない場合
 - ・ 収集運搬を実施する主体の連絡先が公表されていない場合

小売業者に引取義務が課せられていない廃家電のフローチャート



「小売業者に引取義務が課せられていない廃家電」に係る取組の背景

○ 「小売業者に引取義務が課せられていない廃家電」については、「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」※において、以下のように記載されている。

- ・ 小売業者に引取義務が課せられていない特定家庭用機器廃棄物(以下「義務外品」という。)については、回収体制が構築されていない場合には、消費者の排出利便性が損なわれ、不法投棄や不適正処理のおそれがあることから、一般廃棄物の処理について統括的な責任を有する市町村が、地域の実情に応じ、小売業者や一般廃棄物収集運搬許可業者と連携した回収体制を早急に構築する必要がある。
- ・ 「すべての市町村においてこれらの特定家庭用機器廃棄物の回収体制が構築されるよう、国は、回収体制に関するガイドラインの策定等を通じて、市町村の取組を支援し、その状況について定期的にフォローアップするべきである。」

○ このため、国では、「小売業者の引取義務外品の回収体制構築に向けたガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を作成し、平成27年3月に全国の市町村に送付した。

○ また、平成30年度までに全ての市区町村が義務外品の回収体制を構築することを、平成28年1月に廃棄物処理法の基本方針に位置付けるとともに、平成28年3月に特定家庭用機器廃棄物回収率目標達成アクションプランの取組目標に位置付けた。

※ 「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」(産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会電機・電子機器WG 中央環境審議会循環型社会部会家電リサイクル制度評価検討小委員会 合同会合、平成26年10月)

回収体制の構築状況等の把握

○ 環境省よりアンケート等で市区町村の回収体制の構築状況等を把握

■平成31年12月 審議会 合同会合
構築済み: **1,145**市区町村 (未構築596市区町村)
(全市区町村の65.8%)

都道府県を通じた市区町村へのフィードバック等

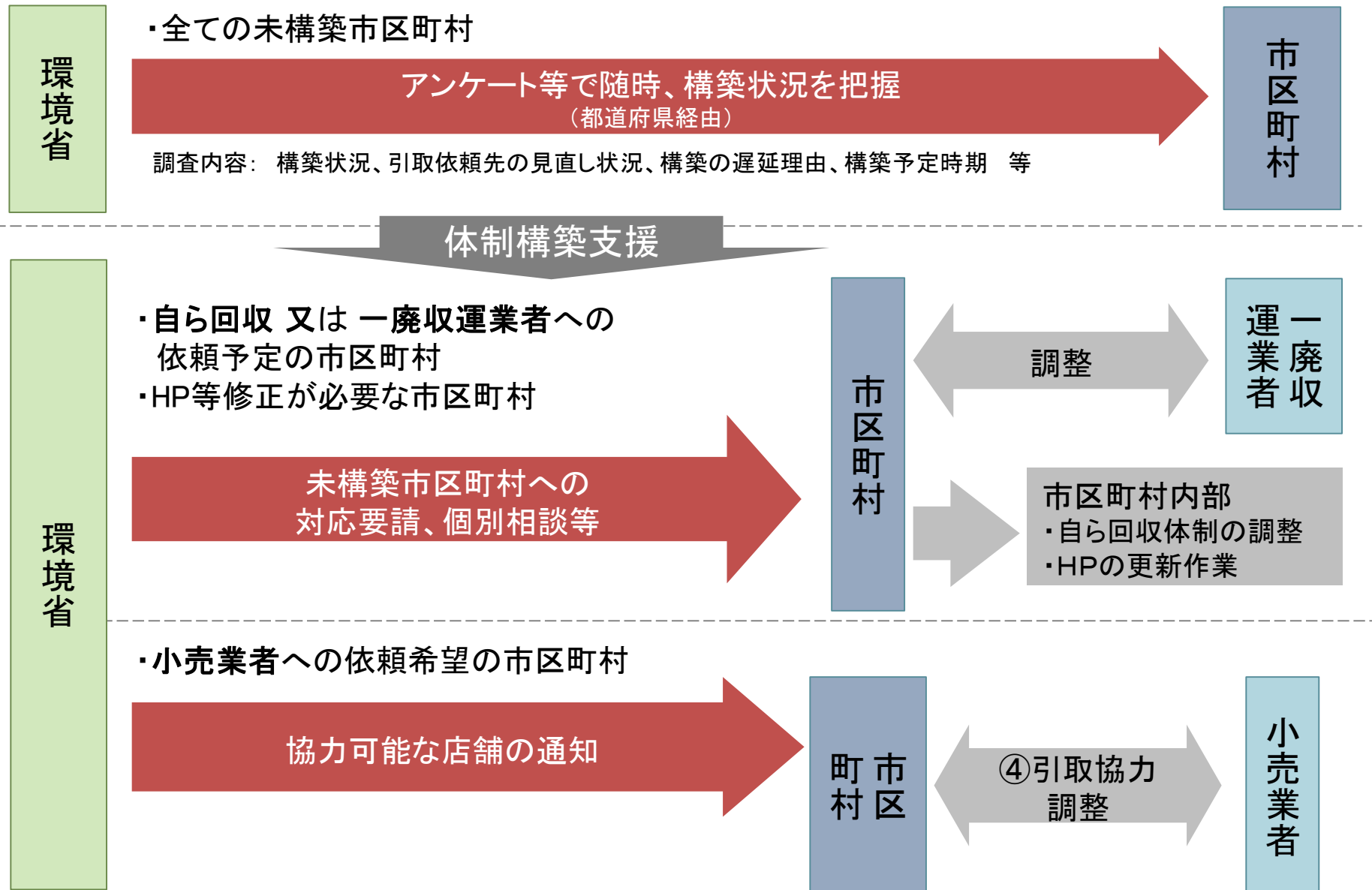
■令和2年3月 構築状況集計
構築済み: **1,450**市区町村 (未構築291市区町村)
(全市区町村の83.3%)

都道府県を通じた市区町村へのフィードバック等

■令和3年1月 構築状況集計 (今回ご報告)

回収体制の構築に向けた具体的支援の実施

○ 環境省より未構築市区町村への働き掛け、回収体制構築のための支援を実施



現状のまとめ

令和3年1月時点の構築状況

- 平成2年3月末時点より、構築済み自治体は49自治体増え、**1,499自治体**（全体の86.1%）となっている。人口ベースでのカバー率は97.6%。
- 市のレベルでは構築済みが9割を超えているが、小規模な町村では7割程度の進捗。

令和3年1月末時点

		小売業者に引取義務が課せられていない廃家電の回収体制を構築している市区町村数 (廃家電排出方法の周知も適切になされている) (A)	全市区町村数 (B)	全市区町村に占める割合 (%) (A/B)
市区町村数(件)		1,499 (1,450)	1,741 (1,741)	86.1% (83.3%)
政令市		20 (20)	20 (20)	100.0% (100.0%)
中核市		58 (54)	58 (54)	100.0% (96.3%)
一般市	15万人以上	83 (87)	83 (88)	100.0% (98.9%)
	10万人以上 15万人未満	102 (99)	104 (102)	98.1% (97.1%)
	10万人未満	491 (477)	527 (527)	93.2% (90.5%)
特別区		23 (23)	23 (23)	100.0% (100.0%)
町村	1万人以上	363 (355)	411 (421)	88.3% (84.3%)
	1万人未満	359 (335)	515 (506)	69.7% (66.2%)
人口(万人)		12,389 (12,317)	12,693 (12,771)	97.6% (96.4%)

※括弧内は令和2年2月末時点での報告数

(参考) 小売業者に引取義務が課されていない廃家電の回収体制を構築している 市区町村数(都道府県別)

		義務外品の回収体制を構築している市区町村数(A')	全市区町村(B)	全市区町村に占める割合(%) (A'/B)
市区町村数(件)		1499	1,741	86.1%
北海道	北海道	138	179	77.1%
	東北			
	青森県	29	40	72.5%
	岩手県	31	33	93.9%
	宮城県	30	35	85.7%
	秋田県	21	25	84.0%
	山形県	30	35	85.7%
	福島県	40	59	67.8%
関東	茨城県	42	44	95.5%
	栃木県	25	25	100.0%
	群馬県	32	35	91.4%
	埼玉県	62	63	98.4%
	千葉県	53	54	98.1%
	東京都	60	62	96.8%
	神奈川県	33	33	100.0%
	新潟県	26	30	86.7%
	山梨県	18	27	100.0%
	静岡県	31	35	88.6%
	中部	富山県	15	15
石川県		19	19	100.0%
福井県		17	17	100.0%
長野県		65	77	84.4%
岐阜県		41	42	97.6%
愛知県		54	54	100.0%
三重県		28	29	96.6%

		義務外品の回収体制を構築している市区町村数(A')	全市区町村(B)	全市区町村に占める割合(%) (A'/B)
近畿	滋賀県	15	19	78.9%
	京都府	24	26	92.3%
	大阪府	43	43	100.0%
	兵庫県	40	41	97.6%
	奈良県	26	39	66.7%
	和歌山県	17	30	56.7%
	中国	鳥取県	18	19
島根県		15	19	78.9%
岡山県		25	27	92.6%
広島県		23	23	100.0%
四国	山口県	19	19	100.0%
	徳島県	17	24	70.8%
	香川県	16	17	94.1%
	愛媛県	19	20	95.0%
九州	高知県	14	34	41.2%
	福岡県	53	60	88.3%
	佐賀県	19	20	95.0%
	長崎県	17	21	81.0%
	熊本県	43	45	95.6%
	大分県	16	18	88.9%
	宮崎県	22	26	84.6%
人口(万人)	鹿児島県	33	43	76.7%
	沖縄県	25	41	61.0%
人口(万人)		12,389	12,693	97.6%

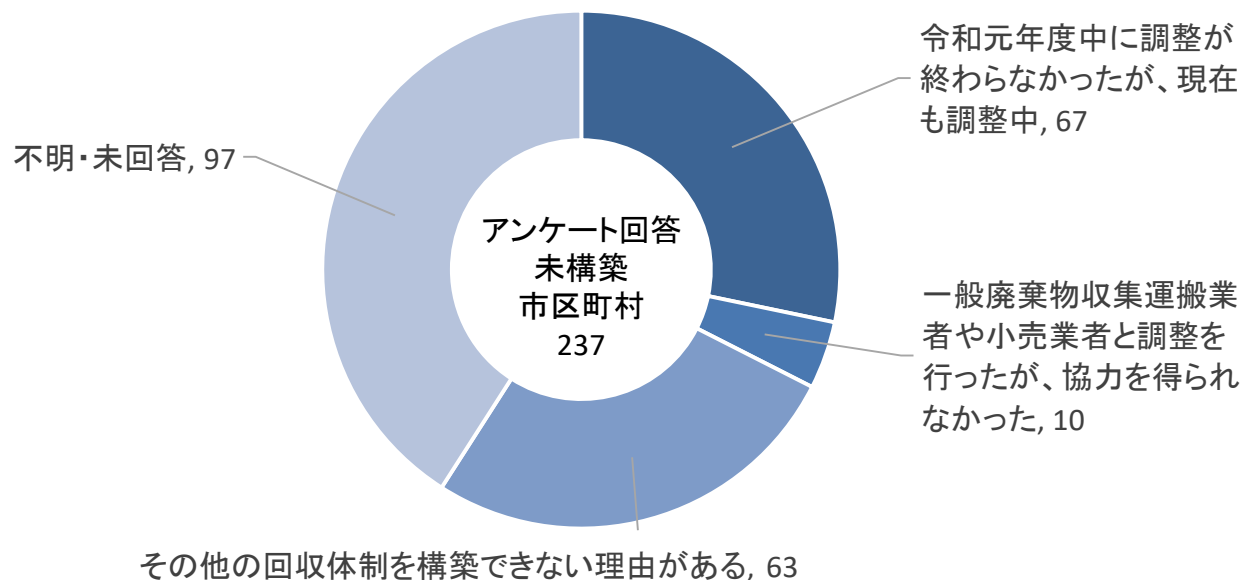
※令和3年1月末時点
※地方区分は、環境省地方環境事務所の管轄区分による

未構築自治体の状況（アンケート回答1722件中237件）

- 市区町村のうち67件は、引き続き回収主体と調整を行っている状況。
- 10件は、一般廃棄物収集運搬業者や小売業者からの協力が得られず、回収体制が構築できない状況。
- また、その他の構築ができない理由として、通常の処理体制の中で担保できており、追加的な対応の必要性がない、または追加的対応が困難と回答した自治体も存在した。

回収体制が未構築の理由（市区町村 件数）

（アンケート回答1722件中237件）



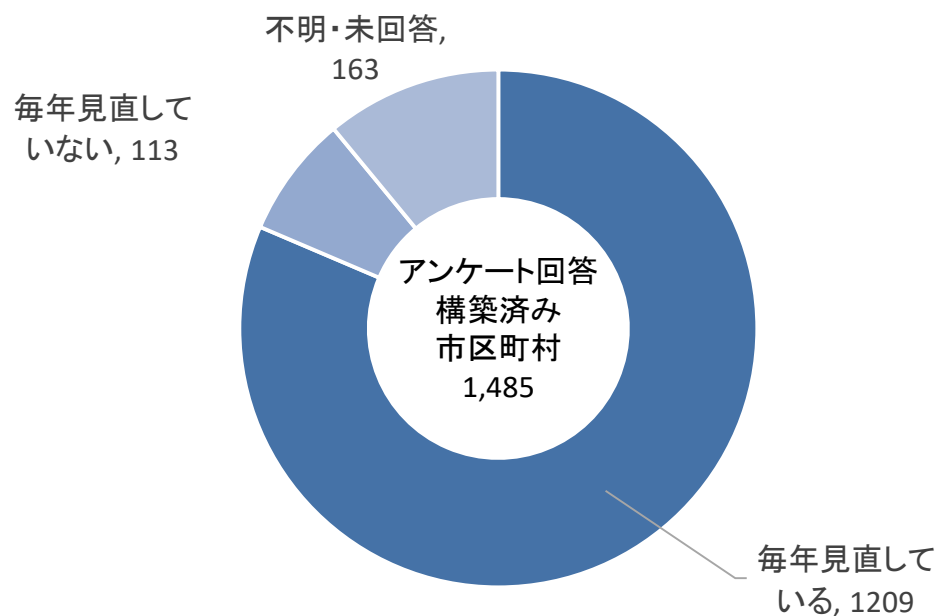
※その他の回収体制を構築できない理由として、域内に協力依頼できる業者がない、個別の電話問い合わせに対して引取り先を指示する方式で問題がない、へき地や離島などの事情から独自の回収方式を取らざるを得ない、人手不足で対応ができていないといった回答が挙げられた。

構築済み自治体における引取依頼先や連絡先の更新・見直し状況

- 既に引取体制の構築済みの市区町村のうち、8割の市区町村では、掲載している引取り先や電話番号などに変更がないか、毎年見直しを行っていた。

引き取り先として掲載している情報の毎年の見直し状況（市区町村 件数）

（アンケート回答1722件中1485件）



ガイドラインにおいて、「小売業者の引取義務外品」の回収体制に関し、以下①～⑧のいずれかの方式により「小売業者の引取義務外品」の回収を行っており、かつ、②～⑧の場合には、回収主体に対する定期的な確認や、回収主体の名称及びその連絡先を住民に周知していることを、「小売業者の引取義務外品」の回収体制を構築している市区町村の要件としている。

- ①市区町村が回収(直営・委託)
- ②市区町村と協定等を締結した家電小売店が回収
- ③市区町村から依頼を行った家電小売店が回収
- ④家電小売店団体が設置した受付センターが回収
- ⑤市区町村と協定等を締結した一般廃棄物収集運搬許可業者が回収
- ⑥市区町村から依頼を行った一般廃棄物収集運搬許可業者が回収
- ⑦一般廃棄物収集運搬許可業者団体が設置した受付センターが回収
- ⑧一般廃棄物収集運搬許可業者※が回収(上記⑤～⑦以外で市区町村が当該業者の名称及びその連絡先を広報)

※一般廃棄物収集運搬許可業者には、再生利用指定(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号)を受けた事業者が含まれる。

なお、住民が自ら指定引取場所に運搬する方法しか存在しない場合には、回収体制を構築していないものとしている。